

## 第6章 スウェーデン及びドイツにおけるキャッシュレス化の 現状と課題\*

小部 春美<sup>1</sup>

### 【要旨】

スウェーデンについては、「決済のキャッシュレス化が進み、中央銀行が電子通貨発行を検討するほどのキャッシュレス先進国」等の紹介が見られる一方、ドイツについては「我が国同様、現金による支払が好まれる国」といった説明に接する機会が多い。同じEU加盟国でありながら支払手段の利用状況について、実際、どのような相違があり、それはどのような理由で生じているのかを中央銀行の資料等に基づき調査した。

スウェーデンにおいては、銀行口座を中心としたデビットカード及びモバイル決済の利用が個人に普及した一方、犯罪対策等を目的に公共交通機関、金融機関による現金取扱が抑制されたこと等もあって金融機関が現金の取扱を減少させ、市場主導のキャッシュレス化が進行した。この結果、現金の利用がしにくい状況が生じ、現金の利用可能な社会を維持する必要性が指摘されるに至り、金融機関に現金の取扱を義務づける等を内容とする立法が提案されている。また、併せて中央銀行によって、現金を補完する電子的な中央銀行マネーの制度設計が検討途上にある。

ドイツにおいては、少額支払に関しては現金の利用比率が依然として高いが、支払金額が高くなるとデビットカード利用が増加するなど、場面に応じて支払手段が選択されており、今後もキャッシュレス支払手段の利用が緩やかに増加されるとみられている。

なお、本年に入り、米国において、現金受取拒否を禁止する立法、Amazonが完全キャッシュレス店舗において現金による支払を認める等の動きも報じられている。

### 1. はじめに ～日本・スウェーデン・ドイツの支払手段選択の状況概観～

「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）が引用する経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」と同様のキャッシュレス決済比率を、日本、スウェーデン、ドイツについて 2015 年データで比較すると、各々、日本 18.4%<sup>2</sup>、スウェーデン 48.6%、ドイツ 14.9%

\* 本稿の執筆にあたり、スウェーデン中央銀行、ドイツ中央銀行、欧州中央銀行、スカンジナビスカ・エンシルダ銀行、Getswish 社、ドイツ財務省幹部等、関係各位に貴重な御協力・御教示をいただいた。在スウェーデン大使館、在ドイツ大使館及びフランクフルト総領事館のご支援もいただいた。ここに記して感謝申し上げたい。但し、元より文責は全て筆者に帰するものである。

<sup>1</sup> 財務省大臣官房審議官兼財務総合政策研究所副所長

<sup>2</sup> 現金を利用せずに支払を行う一般的方法として、預金口座からの振替、自動引落があるが、これらは電子マネーとカード決済のみを分子とする「キャッシュレス・ビジョン」のキャッシュレス決済比率（2015 年 18.4%）には含まれていない。口座振替・振込等を加味したキャッシュレス決済の利用比率については、51.8%（公益財団法人 NIRA 総合研究開発機構「キャッシュレス決済実態調査」2018 年 8 月実施）、54.4%（金融庁金融制度スタディ・グループ資料「キャッシュレス決済に関する指標」2018 年 11

となっており、キャッシュレス決済手段の内訳は我が国では殆どがクレジットカードであるのに対し、スウェーデンでは約 8 割、ドイツでは殆どがデビットカードとなっている<sup>3</sup>。個人の銀行口座保有は 3 か国ともほぼ完全に普及している水準にある<sup>4</sup>。

通貨流通残高の対名目 GDP 比でみると、主要先進国の中では我が国では上昇傾向が継続し 20%程度の高水準にあり、ユーロ圏、米国でも水準こそ 10%前後だが上昇傾向では一致している。しかしながらスウェーデンにおいては低下傾向が続き、現在 1%程度にまで落ち込んでいる<sup>5</sup>。

## 2. スウェーデン

### (1) キャッシュレス化の進展：“Market Driven Process”

スウェーデン、ドイツにおける現金利用の状況、キャッシュレス化の進展状況については第 7、8 章でデータに即して詳述されるが、スウェーデンにおけるキャッシュレス化は、政府や中央銀行による政策的なキャッシュレス化推進の結果ではなく、“Market Driven Process”によるものと説明される。

スウェーデンにおいて「市場主導」のキャッシュレス化が進展した背景にはいくつかの要因が挙げられている。先ず、1990 年代からの IT 化推進策の結果、社会全体の IT 化水準が向上したこと。スウェーデンの経済・社会のデジタル化の進展は、欧州委員会の 2018 年調査によれば加盟 28 か国中、第 2 位とされている<sup>6</sup>。

第 2 に 2003 年の国民投票の結果、ユーロへの参加が否決され、人口約 1 千万人の国家で自国通貨、それに応じた決済システム、金融システムを維持・確保することへの問題意識があったとされる。特に e コマース市場の成長等、IT 化が進展した時期にあつて、全世界的に決済サービスを提供する外国系 IT 企業の進出・市場席捲に対し、IT 化推進国であつたがゆえに問題意識が高まったことは想像に難くない。

第 3 にスウェーデンの金融界の特色が指摘されている。具体的には、スウェーデンの市場規模を踏まえ、過当競争に陥ることを避け、共通インフラ (BiR、BankID、Swish<sup>7</sup>) を構築する面では協調し、その上で競争するという方針で主要銀行が一致して取り組んだことが 2012 年に開始されたモバイル決済サービス、Swish の普及につながった。金融機関に対する国民の信頼性が高かったことがサービス利用の広がりにつながったとの指摘もある。

第 4 に、現金取扱環境の悪化がある。2000 年代以降、犯罪被害のリスクを理由に、現金

---

月開催)等の調査例がある。

<sup>3</sup> 第 1 章図表 3 を参照。

<sup>4</sup> 第 1 章図表 5 を参照。

<sup>5</sup> 第 1 章図表 1 を参照。

<sup>6</sup> European Commission (2018)

<sup>7</sup> BiR、BankID、Swish の詳細については第 7 章参照。Swish 参加金融機関は今後の経済デジタル化の下でシェアエコノミーが拡大すればモバイルを通じた個人間の簡便な金銭のやり取りは更に利用されるとも見込んでいる。

を取り扱う公共交通機関や金融機関従業員から現金取扱業務を不安視する声上がり、現金取扱にかかる警備費用等が高騰した結果、現金取扱が高コスト化したとされる。他方で、現金を取り扱う支店や ATM が削減される中でも、利用者は店舗等での支払に際してカード利用（デビット・クレジット）が広範囲に可能であり、2012 年以降、Swish が普及すると個人間支払も簡単にキャッシュレスで行えるようになった。最近のデータでは ATM から現金を引出す頻度は月 1 回未満という回答が 4 割で最多となっている状況にあり<sup>8</sup>、市場が現金に対する需要を低下させ、キャッシュレス化が進展したことになる。

## (2) 現状の問題点(その1) ～現金利用の困難化～

キャッシュレス化が進んだ現状について、スウェーデンでは大別して 2 つの問題が指摘されている。

第 1 は、キャッシュレス化が進展した結果、現金の利用がしにくい状況が生じ、生活に支障を感じる人々が出てきている点である<sup>9</sup>。銀行が現金取扱支店等を減らした結果、現金の入出金が不便になっており、店舗等において現金の受取を拒否する動きが拡大、今後も増加することが予想されている。

すなわち、犯罪被害のリスクを避けるために現金を扱う金融機関の支店が減少すれば、売上金の入出金等が困難になり、現金の保管等は受け取った商店等が担うことになるため、犯罪被害のリスクが転嫁される可能性が生じ、商店等がそのようなリスクを避けたいと考えれば、現金を受け取らないと宣言することになる。この結果、現金、すなわち中央銀行マネーの外部ネットワーク効果は更に低減し、現金の利用が困難になれば、財やサービスを現金で購入しようとする人々は、社会生活から排除されるリスクに晒されることとなる。

このため、例えば年金生活者の団体から、現金利用が可能となるような対応を金融機関等に求める動きが起こり、政府に署名が提出されたこと等を受け、2018 年 6 月には特定の金融機関（大手銀行）<sup>10</sup>に対して現金の預入・引出が可能となるように妥当な提供を義務付ける等を内容とする立法が、議会の調査委員会から提案されている<sup>11</sup>。その中では、人口の 99.7%が 25km 圏内で現金の引出が可能であること等の具体案が盛り込まれた。「25km」は、直線距離で日本橋から横浜に達する程度の距離であり、せめてその距離の範囲内では現金の入出金拠点を維持するべきであるとの提案がなされていることになる。

ちなみに、これが「反キャッシュレス」の主張でないことには留意すべきであろう。「銀行は現金の取扱についてもっと責任を持つべき」と政府に訴えた PRO（年金生活者の全国組織）<sup>12</sup>等も、デジタル決済の普及は歓迎しつつ、現金利用が困難化すること・割高になることは高齢者、障害者、中小企業、過疎地の住民等にとって問題であるとして、現金利用が

<sup>8</sup> Sveriges Riksbank (2018a)

<sup>9</sup> <https://gendai.ismedia.jp/articles/-/57100>

<sup>10</sup> スウェーデン国内に 700 億クローナ超の預金を保有する金融機関を対象。

<sup>11</sup> Riksbankskommitténs (2018)

<sup>12</sup> Pensionärernas riksförbund [the Swedish National Pensioners' Organisation] (HP: <https://www.pro.se/>)

可能である状況の確保を求めている。高齢者等の他にも、スウェーデン国内に銀行口座を有しない旅行者、移民などは、Swish が利用できないため、現金による支払を望むかもしれない。

なお、現金が利用困難となる影響範囲は、特定のグループに限られない可能性もある。例えば災害等による停電、通信の障害等（ネットワーク障害、システムの停止、端末の故障、サイバー攻撃等）でカードやモバイルが使えなくなった場合には、いわゆるキャッシュレス支払手段が利用できなくなり、そのような場合に現金が利用しにくくなっていると、財やサービスの購入が困難になる事態も想定される。キャッシュレス支払手段が利用できない状況とは、災害等のリスクが顕在化した環境下であるかもしれない。そのような状況下で一切の支払手段が存在しない状態は、社会の混乱や不安定化を助長する可能性もあり、平時から回避策を講じておくべき事柄と考えられる。

このような背景もあり、2018 年、スウェーデン政府は戦争、テロ、自然災害等に備えるため念のために現金を手元に保有することを奨励するパンフレット<sup>13</sup>を配布したとされ、その影響もあってか、同年の現金流通残高は対前年比増加している。

### **(3) 現状の問題点(その2) ～中央銀行マネーへの国民のアクセス～**

キャッシュレス化が進展した状況下で中央銀行が指摘する第 2 の問題は、一般の国民が利用可能なリスクのない資産、中央銀行マネーへのアクセスが停止することである。

中央銀行は、当然のことながら現金の外部ネットワーク効果の低下に問題意識を有し、現金取扱の義務付け法案の方向性に賛成しつつ、対象金融機関の範囲拡大、法貨の位置付けの明確化等も求めている。その上で、商業銀行マネーのみが利用される社会が現実のものとなる場合の問題点を考察し、商業銀行マネーがリスクフリーの資産ではないこと、提供されるサービスは利潤ベースのものであること等を踏まえ、IT 化の時代に求められる中央銀行マネーのあり方を模索し始めている。この取組は「e-krona プロジェクト」と呼ばれ、2017 年から正式に検討が開始され、検討状況は「リクスバンクの e-krona プロジェクト」と題する報告書として 2017 年 9 月、2018 年 10 月に公表されている<sup>14</sup>。

e-krona の制度設計・検討状況等については第 7 章に譲るが、検討のスケジュールは当初見込みより遅れており、本年又は来年にも実施とされる試行の内容も未定である（本稿執筆の 2019 年 5 月現在）。中央銀行デジタル通貨は、現金利用の補完的位置付けと整理されているが、現金利用を必要とする層への対応策として有効性をどう確保するか、商業銀行との競合関係の整理等、論点は多岐にわたり、今後、関係者との広範囲な調整が待たれている。

換言すれば、e-krona はキャッシュレス化を政策的に推進した総仕上げとして現金を置換えるために検討されているというよりは、Market driven process の下で現金の需要が減少し、外部ネットワーク効果が低下したことを受けて、デジタル化時代に現金を補完する、新たな

<sup>13</sup> Swedish Civil Contingencies Agency (2018)

<sup>14</sup> Sveriges Riksbank (2017)、Sveriges Riksbank (2018b)

中央銀行マネーとして模索されているといえる。このデジタル中央銀行マネーについては、スウェーデン中銀幹部の講演等でも新たな時代に向けた「備え」としての検討と言及されており<sup>15</sup>、社会的合意を得た e-krona の試行がどのようなものとなるかについては、今後の検討が待たれる。

#### (4) スウェーデンのキャッシュレス化・我が国のキャッシュレス化

##### ① 商業銀行マネーを核とした簡潔な体系のスウェーデン、多様なサービスが競う日本

以上、見てきたように、スウェーデンにおけるキャッシュレス化は、商業銀行マネーがデビットカードやモバイルペイメントにより使い勝手を向上させた結果、中央銀行マネーへのキャッシュアウトを伴わずに利用されるようになり、その流れが加速、結果的に中央銀行マネーの使い勝手を悪化させ、外部ネットワーク効果を低下させている状況にあるといえる。スウェーデンにおける個人のカード保有状況をみると、平均してデビットカードとクレジットカードを各 1 枚<sup>16</sup>、モバイル決済は Swish と簡潔であり、銀行口座を核とし、プラットフォームが多数分立することなく、利用者に定着してきているとみられる。

これに対し、我が国では、旺盛な企業間の競争を背景に、各個人が主要国ではシンガポールに次ぐとされる枚数のカードを保有し、モバイル決済についても 2018 年には多数のアプリがキャンペーン合戦を繰り広げる環境下、選択に迷うほど多数の支払手段が提供されている。サービスの内容にもよるが、銀行口座等に直接、紐づけされていない支払手段の場合、現金によるチャージが行われ、その拠点もコンビニ ATM など多様化している。また、交通系電子マネー等の普及が進む一方、維持される駅の券売機の有効活用等の観点から、モバイルペイメントサービスの一環として現金引出の拠点として利用する試みも始まっている<sup>17</sup>。キャッシュレス・ペイメントサービスが次々と提供されることで、現金が介在するシーンが増加しているともいえる。

スウェーデンにおけるキャッシュレス決済は、クレジットカード、デビットカード、モバイル (Swish) といずれも銀行預金に連動、すなわち預金保険で保護されている商業銀行マネーに紐づけられ、キャッシュアウト可能である。e-krona を検討するスウェーデン中銀は、商業銀行マネーをリスクフリーではない、と指摘するが、預金保険制度が存在し、信用不安を感じれば預金引出によってリスクフリーの中銀マネーに変えることの可能な商業銀行マネーは、預金保険制度の対象外である支払手段、リスクフリーの現金へのキャッシュアウトが出来ない支払手段に比較すれば、相対的・制度的には低リスクとみられる。スウェーデンは、相対的にリスクの低いキャッシュレス支払手段である商業銀行マネーのプラットフォームが席捲し、現金を支払手段として選択できる社会を維持する必要性が唱えられている状況ともいえよう。

---

<sup>15</sup> Skingsley (2018)

<sup>16</sup> 第 1 章図表 8 を参照。

<sup>17</sup> 例えば、<https://www.boy.co.jp/kojin/benri/hamapay/>を参照。

## ②我が国における多様な新決済手段と「通貨」との差異

我が国の場合、一口にキャッシュレス決済といっても、銀行法等の規制の下にある商業銀行マネー連動の手段ばかりではなく、前払式証票法、資金決済法等に規律されているものもあり、実態は多様である。電子マネーに交換価値を「チャージ」した場合の債権関連磁気情報は個人の所有権の対象ではなく、通貨であれば当然に具備している価値保存の機能の面からは劣る<sup>18</sup>。また、いわゆるキャッシュレス支払手段の世界は激しい競争、早い技術進歩等を背景に、提供されるサービスの内容も多様化、変化が早い（同一主体の提供するサービスでも、クレジットカード紐づけで開始後、銀行口座紐づけタイプが新規に加わる等）。

特に2018年以降、我が国のキャッシュレス化を巡っては、支払手段に着目したサービス展開、競争、効率化等に関する議論が前面に出ているが、現金等の「通貨」には支払手段、すなわち価値交換手段以外にも価値保存、価値尺度の機能が具備されている。「キャッシュレス」支払手段は、様々な主体が提供する各種サービスの総称ととらえられるが、それらは支払に際しての現金の代替手段にはなり得ても、価値保存、価値尺度の機能を具備した通貨と同等の財であるとは限らないこと、取扱・サービス提供主体のリスクに関する情報は、どこまで利用者に認識されているのか。これらの点に関しては、金融リテラシーの向上が図られるべき分野であるかもしれない。

## 3. ドイツ

### (1) 現状

支払手段の選択において我が国と並んで現金が利用されているとされるドイツであるが、直近の中央銀行の支払手段の利用状況調査<sup>19</sup>によれば、回数ベースでは約4回に3回は現金で支払うとされているものの、金額ベースでは現金の割合は5割を切っている。デビットカードの利用も回数ベースで約2割、金額ベースで35%となっており、一般的と呼んでよい水準であろう。クレジットカードは取引回数で2%、金額で5%である。

すなわち、日常的な少額の支払では現金の利用割合は高いが、現金一辺倒ではなく、支払額が大きくなるとデビットカードの利用が増え、50ユーロ以上の支払では一位となっており、使分けの傾向がうかがわれる。これは500ユーロ札の新規発行が既に停止された事情とも整合的であろう。

事業者側からみても、例えば小規模なソーセージ屋で「現金のみ」の表示が見られる一方、

---

<sup>18</sup> 例えば筆者が保持する記名式交通系電子マネーの証票の裏面には、所有権は交通事業者に帰属すること、最終利用日から10年が経過するとチャージデータが失効することが明記されている。モバイルペイメントの中にはこれ以上に短期（5年）のデータ失効期間が設定されているものもあり、休眠口座の取扱と比較すれば、価値保存機能面の差異は明らかである。

<sup>19</sup> Deutsche Bundesbank (2018) “Payment behaviour in Germany in 2017”

(<https://www.bundesbank.de/resource/blob/737278/458ccd8a8367fe8b36bbfb501b5404c9/mL/payment-behaviour-in-germany-in-2017-data.pdf>)

観光客の多い地域の土産物屋には「200 ユーロ・500 ユーロお断り」の表示がある等、それぞれの問題意識・必要性<sup>20</sup>に応じた支払手段の受け入れ(制限)が行われているとみられる。

なお、ユーロ圏内で比較するとドイツの現金指向の程度は中程度であり、ドイツ以上に現金指向の強い国々も少なくない。長期的にみれば、新たな支払手段が現金を代替していくと考えている人も4割存在し、現金以外の利用が緩やかに増加すると見られている。

このような状況下、2018年11月、欧州中央銀行は今後の需要も視野に小口即時決済へのシステム対応(ユーロ圏TIPS)を開始している。

## (2) 背景事情

ドイツにおける現金支払に対する見方、選択される理由の詳細については第8章に譲るが、現金支払の「匿名性」が利点に挙げられていることには、歴史的な背景が影響しているとの指摘がある。ベルリンの壁が崩壊したのは1989年であり、30余年が経過したものの、東西分断の痕跡は現在のベルリンにも少なからず見て取れる。当然、都市を分断した「中央監視」に関連して刻まれた記憶と感情は消えておらず、匿名性の価値が、インターネットの時代に改めて想起されたとしても不思議ではないであろう<sup>21</sup>。

ドイツは連邦国家であり、「強い分権性」が、通用力の高い現金を支持させているとの指摘もある。交通系電子マネーも導入されているものの、相互利用ができないため、使いにくさが残るといふ。他方、我が国でも、発行体が異なる交通系電子マネー(ICカード)が全国的に相互利用サービスを拡大し、利便性を向上させるまでには相応の年月を要しており、現在でも相互利用可能な範囲にも種々の制約が残っていることに鑑みれば、ドイツにおいても、今後、状況が変わる可能性も排除はできないと思われる。

## (3) 課題等

中央銀行は、支払手段は基本的に利用者が選択するものとしつつ、実態把握のため、3年毎の支払行動調査を継続している(次回2020年)。

## 4. 補論: 格差問題

### (1) スウェーデンにおける社会の変化

スウェーデンでは、現金を利用可能な社会の維持が論点となっているが、同時に格差の拡大も指摘されている<sup>22</sup>。スウェーデンの経済・社会分析は本稿の目的ではないが、世界最先

<sup>20</sup> 例えばコスト、現金の需要、簡便さ、偽造・犯罪対策等。

<sup>21</sup> 武邑(2018)参照。なお、Amazonが第2本社設立を表明したことを受けて、2018年には様々な自治体が過熱気味ともいえる誘致運動を展開した(Financial Times, Thu 8 Nov 2018, Jhon Gapper “The charade of Amazon’s beauty parade”等)が、その候補地が絞られようとしていた時期に、Googleは地元の反対を受けてベルリンでのキャンパス設置断念を表明している(Financial Times, Fri 2 Nov 2018, Frederick Studemann “Google loses a battle to Berlin’s cool kids”)。

<sup>22</sup> <https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2019/04/post-11970.php>

端のキャッシュレス化が進展した背景には、社会及び銀行に対する高い「信頼」があったとの指摘がある。このため、近年の変化の兆しについて簡単に記したい。

2018年9月の総選挙後、首班指名・政権協議が難航した末、2019年1月に漸く連立政権が樹立された。2018年選挙で第3党に躍進したスウェーデン民主党は連立与党に参画せず、議席を減らした改選前の中道左派与党に、改選前の中道右派の一部が協力する構図の下、政権が発足している。民族主義・EU懐疑主義を掲げるスウェーデン民主党の第3党への躍進は、社会の寛容さの低下とも評されることに加え、政権樹立に際しての政党間合意は富裕層に対する課税の軽減を含んでいる。社会に対する信頼を前提に、高負担・高福祉を実現してきた、平等で有名な社会に変化が生じてきているとみられる。

銀行に対する信頼を揺るがしかねない大規模な資金洗浄疑惑も、2019年2月に表面化した。昨年、明らかになったデンマークのダンスケ銀行の資金洗浄問題に端を発し、3月末には、Swishの当初からの参加行でもある大手銀行スウェドバンクのCEO解任に発展、スウェドバンクは4月、資金洗浄対策の不備を認め、スウェーデン、バルト諸国の金融監督当局等、及び複数の米国当局から調査を受けているとされる<sup>23</sup>。スウェーデンのボルド金融市場・住宅相は「われわれの社会の根幹である寛容さは信頼の上に成り立っており、その信頼は著しく損なわれている」と発言、金融機関に関する規制のあり方と企業統治の両面での見直しを求める声が上がっているとの報道もある<sup>24</sup>。

## (2) 負担の問題

e-kronaの制度設計に際し、中央銀行マネーである現金を補完する位置付けとの前提に立てば、現金を利用可能とする環境の維持は別途、手当されることになろうが、デジタル・デバイド対策をデジタルで仕組むとなれば様々な対応が必要となろう。

誰もが最新のモバイル端末を手ごろな価格で入手でき<sup>25</sup>、問題なく使いこなせる社会<sup>26</sup>

<sup>23</sup> スウェドバンクは主要株主から6月に経営陣の大幅な刷新のための特別会合開催を求められており、役員候補として元首相等の名前が挙げられている（Financial Times, Tue 14 May 2019, “Swedbank investors demand vote on board shake-up”）。

<sup>24</sup> <https://jp.reuters.com/article/moneylaundering-europe-idJPKCN1RH0LC>

<sup>25</sup> 2018年の全世界でのスマートフォン出荷台数（シェア）は、米の調査会社 IDC の発表によると、2位のアップル（2億880万台14.9%）に3位の中国の華為技術が280万台差（2億600万台14.7%）まで迫った（1位はサムスンの20.8%[https://www.bcnretail.com/market/detail/20190131\\_103280.html](https://www.bcnretail.com/market/detail/20190131_103280.html)）。

華為技術のスマートフォン出荷台数は近年、急成長しており、ハードウェア部品のサプライチェーンのみならず、ソフトの搭載、知的財産権関連の契約でも各国サプライヤーと取引がある。そのような状況下、2019年5月15日、米国は、自国の安全保障に脅威をもたらさうる企業の通信機器使用を禁じる大統領令署名（<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/statement-press-secretary-56/>）、17日には輸出管理規則に基づく禁輸措置対象リストに華為技術本社及び関連法人を掲名したことを発表しており（<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2019/05/department-commerce-announces-addition-huawei-technologies-co-ltd>）今後、スマートフォンの全世界的供給、各サプライヤーの事業への影響が注目される。

<sup>26</sup> サイバー攻撃が進化し続ける中、スマートフォンに対する新たな脅威が報道されている（例えば、Financial Times Wed 15 May 2019 “WhatsApp hack allowed security spyware to be loaded on phones”）。Facebook傘下で提供されているメッセージアプリ、WhatsAppの脆弱性を狙い、電話をかけただけで（応答せずとも）イスラエル企業の製品であるスパイウェアをインストールでき、着信履歴は多くの場合消去されるという（<https://www.ft.com/video/1b788580-45b8-4154-a296-de6c137e997a>）。親会社 Facebookにつ



であれば、モバイル決済は時間の経過とともに一層、普及する可能性があるが、上記のような事情もあり、スウェーデンの将来がそのようなものであるかは明らかではない。Swish もソフトやシステムの更新、セキュリティ対策などを幅広い世代のモバイル端末に向けて対応し続けるコストを負うことになる。

現在、個人については Swish の利用は課金されていないが、団体・法人については利用に手数料が課されて現金に比し割高になっており、中小事業者等からも、現金利用可能な環境を望む声が上がっているとされる。

現金取扱支店が減少したことにより、現金の保管・運搬等のリスク管理とコストは銀行の外に転嫁されており、銀行に対し現金取扱を法令で義務付けること<sup>10</sup>は、このリスク・コストについて銀行に応分の負担を求める動きともいえるが、銀行界はコスト増加を理由に消極的であるとされる。

リスクやコストを誰がどのように負担することが妥当であるかは、今後、スウェーデンでも議論が進展するとみられるが、仮に社会内部の格差が拡大する状況であれば、弱者（デジタル・デバイド、中小事業者等）により多くの負担を求める仕組みへの支持が得られるかは予断を許さない。

### (3) 米国における現金拒否禁止立法化等の動き

#### ①Unbanked・Underbankedの存在

本稿で概観したスウェーデン、ドイツ、及び我が国では、銀行口座が個人にほぼ普及しており、金融包摂自体はあまり大きな課題ではないとみられるが、米連邦預金保険公社（FDIC）の調査（2017年）によれば、米国では銀行口座を有していない Unbanked 世帯は 6.5%存在し、制約のある銀行口座の利用に限られている Underbanked 世帯は全体の約 4 分の 1 存在するとされている<sup>27</sup>。所得の低い層での高い現金支払比率も指摘されており（25 千ドル未満/年所得者の現金支払比率 47%、125 千ドル以上では 24%）、現金支払拒否はこれらの層を社会生活から排除することにつながりかねない。

このような事情を背景に、米国では現金受取義務付け立法の動きがあり、例えば、本年 2 月、ペンシルベニア州フィラデルフィア市で現金支払の拒否を禁止する条例案が成立、3 月にはニュージャージー州でも立法化され、他にも同様の動きがワシントン D.C.やニューヨーク市等に見られると報じられている。一方、効率化や犯罪被害のリスク低減を望む小売業者等からは「現金お断り」を禁止しないで欲しいと望む声も上がっているとされ、現金決済を必要とする人々の社会生活が継続できるような環境維持との間でどのような立法的解決が可能か模索されている模様である<sup>28</sup>。

---

いても、同時期の報道として、「フェイスブックを襲う『第2のケンブリッジ・アナリティカ』」  
(<https://forbesjapan.com/articles/detail/27256>)がある。なお、モバイル支払促進手段として利用されるポイントプログラムについても「ハッカーのハニーポット」と指摘する専門家がある（5月16日 CNET <https://japan.cnet.com/article/35136974/>）。

<sup>27</sup> Federal Deposit Insurance Corporation (<https://www.fdic.gov/householdsurvey/>)

<sup>28</sup> <https://digiday.jp/brands/cashless-movement-grows-retailers-grapple-ethical-implications/>

## ② Amazon Goの現金支払可能化が意味するもの

小売の世界を大幅に変え、金融サービスにも進出している巨大 IT 企業、Amazon についても、Amazon Go の見直し報道が出ている。同社は、支払手段にリンクした 2 次元コードをかざして入店、レジ決済無しに買物が可能な完全キャッシュレス店舗である Amazon Go を出店、2021 年までに 3000 店舗出店する計画とも伝えられていたが、本年 4 月、Amazon Go の店舗で現金決済の受付準備を開始したことを広報担当者が認めたと報じられ<sup>29</sup>、既にニューヨークでは現金対応も可能な店舗が出現しているという<sup>30</sup>。

2017 年のホールフーズ・マーケット買収、Amazon Go の大量出店計画に見られる通り、Amazon は小売販売額の 9 割近くを占めるオフライン小売に進出している。プライム会員を対象としたビジネスを超えて、オンライン・オフライン双方の小売市場でシェア拡大をはかる際、法令への対応は当然として、米国の 4 分の 1 の世帯がデジタル決済を利用しにくい状況にある現実を受け止めての対応でもあるといえよう<sup>31</sup>。今後、米国の Underbanked 層に対し、Amazon 等から現金以外の新たな支払手段の提供等が開始されるのか。経済デジタル化と支払手段、通貨を巡る状況は、技術革新等にも促され、今後も様々な変容が予想される。

### 参考資料

Bank for International Settlements (2003) “The role of central bank money in payment systems”

Bankgirot, <https://www.bankgirot.se/en/>

Deutsche Bundesbank (2018) “Payment behaviour in Germany in 2017”

European Commission (2018) “The Digital Economy and Society Index (DESI) 2018”

Finansiell ID-Teknik BID, <https://www.bankid.com/en/>

Getswish, <https://www.getswish.se/frontpage/>

PRO, <https://www.pro.se/>

Riksbankskommitténs [Riksbank Committee] (2018) “Tryggad tillgång till kontanter [Secure access to cash ] SOU 2018:42”

Skingsley C. (2018) “Considerations for a cashless future” speech, Sveriges Riksbank, 22 Nov 2018

Sveriges Riksbank (2017) “The Riksbank’s e-krona project report1”

Sveriges Riksbank (2018a) “Payment patterns in Sweden 2018”

Sveriges Riksbank (2018b) “The Riksbank’s e-krona project report2”

Swedish Civil Contingencies Agency (2018) “If Crisis or War Comes”

<sup>29</sup> <https://japan.cnet.com/article/35135580/>

<sup>30</sup> <https://www.gizmodo.jp/2019/05/amazon-go-pay-cash.html>

<sup>31</sup> [https://headlines.yahoo.co.jp/article?a=20190501-00001686-shogvokai-bus\\_all](https://headlines.yahoo.co.jp/article?a=20190501-00001686-shogvokai-bus_all)

## 参考文献

- ギャロウェイ, S. (2018) 『the four GAFA 四騎士が創り変えた世界』 渡会圭子訳, 東洋経済新報社
- 武邑光裕 (2018) 『さよなら、インターネット - GDPRはネットとデータをどう変えるのか』 ダイヤモンド社
- 柳川範之・山岡浩巳 (2019) 「情報技術革新・データ革命と中央銀行デジタル通貨」 日本銀行ワーキングペーパーシリーズ, No.19-J-1, 2019年2月

なお、URL を記載したインターネット記事の最終閲覧日はすべて 2019 年 5 月 23 日である。